(b)　一方の締約国は、1に規定する関連する国際規格、指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を自国の強制規格又は適合性評価手続の基礎として用いない場合において、他方の締約国の要請があったときは、当該関連する国際規格が貿易の技術的障害に関する協定2.2及び5.4に規定する追求される正当な目的の達成のために効果的でなく、又は適当でないと認める理由を説明し、並びにこのような評価の根拠となった関連する情報（利用可能な科学上又は技術上の証拠を含む。）を提供し、並びに問題となっている強制規格又は適合性評価手続の該当部分であって、当該関連する国際規格、指針又は勧告と実質的に相違するものを特定する。

4　一方の締約国は、国際標準化活動において、自国の領域内の自国の地域標準化機関又は国内標準化機関に対し、他方の締約国の関連する標準化機関と協力するよう奨励する。その協力は、両締約国又は両締約国の標準化機関が構成員である国際標準化機関において行うことができる。そのような二国間協力については、特に、国際規格の作成を促進すること、両締約国にとって共通の利益がある分野であって国際規格が存在しないもの（特に新たな産品又は技術に関するもの）において両締約国にとっての共通の規格の作成を円滑にすること又は両締約国の標準化機関間の情報の交換を更に促進することを目的とすることができる。

第七・七条　任意規格

1　両締約国は、自国の領域内の地域標準化機関又は国内標準化機関が、貿易の技術的障害に関する協定附属書三の任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準を受け入れ、かつ、遵守することを確保する義務であって、貿易の技術的障害に関する協定4.1の規定に基づくものを確認する。

2　両締約国は、任意規格を遵守することが貿易の技術的障害に関する協定附属書一における任意規格の定義に従って義務付けられていないことを想起する。強制規格又は適合性評価手続において任意規格を組み込むこと又は引用することを通じて、締約国において当該任意規格を遵守することが求められる場合には、当該締約国は、強制規格案又は適合性評価手続案を作成するに当たって、第七・九条及び貿易の技術的障害に関する協定2.9又は5.6に定める透明性の義務を遵守する。

3　一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の地域標準化機関又は国内標準化機関に対し、自国の領域において利害関係を有する者が任意規格の作成手続に十分に参加することを確保し、及び自国の者に与える条件よりも不利でない条件で他方の締約国の者が公衆が利用可能な協議手続に参加することを認めるよう奨励する。

4　両締約国は、次の事項に関する情報を交換することを約束する。

(a)　強制規格の遵守の明確化又は遵守の促進の確保を助長する各締約国による任意規格の利用

(b)　自国の任意規格の作成過程（特に、国際規格又は地域規格が自国の地域規格又は国内規格の基礎として利用されている方法及び範囲）

(c)　第三者又は国際機関との標準化に関する協力に関する協定又は取決め

第七・八条　適合性評価手続

1　強制規格の立案、制定及び適用に関し、第七・五条1(a)(i)及び(ii)並びに(b)の規定は、適合性評価手続について準用する。

2　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定1.2及び5.1の規定に従い、産品に関連する危険性（当該産品に適用される強制規格又は任意規格との不適合により生ずるものを含む。）を考慮しつつ、適合性評価手続が、当該強制規格又は任意規格に当該産品が適合しているとの十分な確信を輸入締約国に与えるために必要な範囲を超えて厳重なものでなく、又は厳重に適用されないことを確保する。

3　両締約国は、適合性評価手続の結果の受入れを促進する広範な仕組みが存在することを認識する。当該仕組みには、次に規定する仕組みを含む。

(a)　適合性評価手続の結果に関する相互承認協定（一方の締約国による他方の締約国の領域に所在する機関が実施する特定の強制規格に関する適合性評価手続に関するもの）

(b)　両締約国の領域に所在する適合性評価機関間の協力的及び自発的な取決め

両締約国が参加している複数国間及び多数国間の承認に関する協定又は取決め

(c)　適合性評価機関に資格を与えるための認定の利用

(d)　一方の締約国の政府による適合性評価機関（他方の締約国に所在するものを含む。）の指定

(e)　一方の締約国による他方の締約国の領域において実施された適合性評価手続の結果の承認

(f)　製造者適合宣言又は供給者適合宣言

(g)　両締約国は、3に規定する仕組みについての情報を交換する。一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、次の事項に関する情報を提供する。

(a)　3に規定する仕組み及び類似の仕組みであって、適合性評価手続の結果の受入れを促進するためのもの

(b)　特定の産品について適当な適合性評価手続を選択するに当たって考慮する要素（危険性の評価及び管理を含む。）

(c)　認定のための国際規格に関する方針、認定の分野における国際的な協定及び取決め（国際試験所認定協力機構（ＩＬＡＣ）及び国際認定フォーラム（ＩＡＦ）によるものを含む。）に関する方針その他の認定に関する方針（提供可能なものであって、特定の分野において一方の締約国が用いるものに限る。）

5　各締約国は、3に規定する仕組みについて、次のことを行う。

(a)　可能なときはいつでも、及び自国の法令に従い、適用される強制規格に適合していることの保証として、供給者適合宣言を用いること。

(b)　適当な場合には、適合性評価機関に資格を与えるための技術的能力を示す手段として、政府から付与された権限に基づく認定又は政府による権限の行使としての認定を用いること。

(c)　認定が適合性評価機関に資格を与えるために必要な別個の手段として法令により定められる場合には、当該認定の活動が適合性評価の活動から独立していること及び認定機関と当該認定機関が認定する適合性評価機関との間に利益相反がないことを確保すること。両締約国は、適合性評価機関が認定機関から分離していることにより、この(c)に定める義務を履行することができる。（注）

注　この(c)の規定は、締約国が産品の適合性について最終的な意思決定を行う権限を有している場合には、当該締約国自らが行う適合性評価の活動については、適用しない。

(d)　適合性評価の結果の受入れの促進のための国際的な協定若しくは取決めへの自国の参加を検討すること又は該当する場合には当該国際的な協定若しくは取決めへの試験機関、検査機関及び認証機関の参加を妨げないこと。

(e)　二以上の適合性評価機関に対し、産品を市場に提供するために求められる適合性評価手続を実施するための権限を与える場合には、経済活動に従事する者が当該二以上の適合性評価機関から選択することを妨げないこと。

6　両締約国は、二千一一年四月四日にブリュッセルで作成された相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定に従い、相互承認の分野において協力する。両締約国は、また、同協定の関連規定に従い、産品、適用可能な規制上の要件及び承認された適合性評価機関についての範囲を拡大することを決定することができる。